（１）名古屋港港湾計画の軽易な変更について

変更理由

立地企業の要請に対応するため、南部地区において、専用埠頭計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

１　専用埠頭計画

立地企業の要請に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

［専用埠頭計画］
南部地区
（東海元浜ふ頭）

水深５ｍ	岸壁	延長	１４０ｍ［新規計画］
水深４ｍ	物揚場	延長	１２０ｍ［新規計画］
水深４．５ｍ～１２ｍ	岸壁	延長１，４４３ｍ	［既設の変更計画］

（既設
水深４．５ｍ～１２ｍ　岸壁　延長１，５９３ｍ）

以下の施設を廃止する。

（既設
水深４．５ｍ　岸壁　延長１５０ｍ）

（新宝ふ頭）
以下の施設を廃止する。

（既設
水深５ｍ　岸壁　延長１４０ｍ）

２　土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、土地造成及び土地利用を次のとおり変更する。

（土地利用計画）

（単位：ｈａ）

用途／地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
南部地区	(7) 7	(118) 118	(1,631) 1,631	(10) 37	(77) 77	(95) 95	(198) 198	(2,136) 2,163

注１）（　）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注２）今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
注３）端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

（土地造成計画）

（単位：ｈａ）

用途／地区名	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分用地	合計
南部地区			(10) 10			(10) 10	(198) 198	(218) 218

注１）（　）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
注２）今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
注３）端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。